

第12号様式（第15条関係）

軽微変更証明

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明）

- 1 建築物の用途 ☐ 一戸建て住宅 ☐ 一戸建て住宅以外の住宅
（該当する□にレを記入） ☐ 工場等のみ ☐ 工場等のみの場合以外の非住宅
- 2 計画の評価方法 住宅部分：
☐ 仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法 ☐ 標準計算法
（該当する□にレを記入） 非住宅部分：
☐ モデル建物法 ☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

計画の種類 （該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅	m ²	別表三 六の(一)の1 円(a)	別表三 六の(二)の1 円(A)
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表三 六の(一)の2の(1) 円(b)	別表三 六の(二)の2の(1) 円(B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表三 六の(一)の1 円(c)	別表三 六の(二)の1 円(C)
	工場等の場合の床面積の合計		別表三 六の(二)の2の(2) 円(D)
	非住宅部分の床面積の合計	別表三 六の(一)の2の(2) 円(e)	別表三 六の(二)の2の(3) 円(E)
	計	(b) + (e)又は (c) + (e) 円	(B) + (E)、(C) + (E) 又は(D) + (E) 円

合計

円

（注意）

- 「適合証等」とは、港区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第15条第4項各号に規定する図書をいう。
- 「別表」とは、港区街づくり推進事務手数料条例別表を指す。